

2023年度事業計画

1. はじめに

昨年は新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立に向けた動きが進む中、経済面では中国・上海でのロックダウンに端を発したサプライチェーンの混乱、コロナ禍での輸入材の調達難や価格高騰、急激な円高が追い討ちをかけたことで、企業収益や家計が圧迫され、景気回復に向けては力強さに欠ける展開が続きました。年後半には自動車や電化製品などの生産活動も正常化に向かうとともに全国旅行支援等のスタートにより明るさが戻ってきました。しかし物価高の影響は大きく本格的回復に向けては予断を許さない状況と言えます。

当協会の新規保証業務に大きな影響を与える県内の住宅着工戸数（持家、分譲）については、2022年は回復傾向となった2021年と比べ、木材、各種部材の値上げ等による建築費の高騰も顕著になり、コロナ前に戻ることなく減少に転じたことは、個人消費の伸び悩みに繋がり今後の景気減速が懸念されます。住宅ローン新規保証の数値に大きく影響を与える住宅の着工件数は今後も注視しなければいけません。

このような厳しい環境が継続する中ではありますが、県内勤労者の生活向上に寄与しサポートできる保証機関として静岡県労働金庫と連携し事業運営に努めます。

2. 2023年度事業の重点項目

(1) 勤労者の立場に立った業務運営について

当協会の新規保証債務は現在、静岡県労働金庫の融資のみであることから意見、情報交換の機会を増やし連携を密にしていきます。健全で効率的な事業運営が図られるよう保証機関としての確な保証債務履行を行っていきます。また、代位弁済となった債務者については、できるだけ丁寧な話し合いを心掛け、債務者に可能な限り寄り添うよう努力していきます。

①代位弁済については、2019年度以降金額ベースで無担保ローンと有担保ローンを合わせて4年連続2億円台と高止まりしています。自己破産者数は、2019年以降減少していますが、今後はコロナ関連の倒産件数の増加も想定されることから、自己破産者が増加に転じ代位弁済が更に増加する懸念があります。代位弁済後の債務者からの再生計画については、債務者の意向をしっかりと確認し、申し出には真摯に対応していきます。

②弁護士・司法書士を通じて法的整理をするケースが代位弁済案件の約70%を占めています。今後の代位弁済に繋がるリスクのある中長期延滞者の実態把握の徹底や融資後の事後フォロー等について、関係金融機関と協議していきます。また保証中の債務者からの返済条件等の見直しについては、可能な限り応じていきます。

③静岡県労働金庫との意見、情報交換を通じて勤労者等のニーズの把握に努め、保証制度の改定等を通じて今後の事業運営に活かしていきます。

(2) 自然災害の被災者への対応について

近年、甚大な被害を伴う自然災害が多発しています。万一、当協会が保証する債務者が罹災された場合は、関係金融機関等と協力し、丁寧な対応を行って参ります。

①「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく対応（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）が発生した場合は、関係金融機関、弁護士等と連携して適切な事務手続きを行い、制度の趣旨に則って対応します。

②求償権を返済する債務者が自然災害の影響（新型コロナウイルス感染症を含む）により収入が減少した場合には、現況を丁寧に聞き取り、返済条件の変更や返済猶予等に柔軟に対応します。

(3) 経営基盤の強化について

新型コロナウイルス感染症の影響は、当協会の2022年度の代位案件においても一部ではありますが出ています。感染症の分類見直しにより「5類」に移行しても、様々な分野での物価上昇の影響は大きく、勤労者の生活が安定するまでにはまだまだ時間が必要となります。この厳しい状況下の中、可処分所得が向上せず家計が破綻する勤労者が増加する可能性は否定できません。代位弁済の増加は当協会の今後の事業継続に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、事業継続の安定に向けた取組みを実践していきます。

- ①債務保証損失引当金については引当基準に基づき適切な計上をしていきますが、今後予想される代位弁済の増加に備え、更なる積み増しの可能性について、会計監査人と協議を行います。
- ②LGD（元金非回収率）の悪化に備え査定を厳格化し、適正な貸倒引当金の積み増しを行います。
- ③今後、予想される代位弁済の増加や回収率の低下による収支悪化に備え、収支差額変動準備積立資産への積み増しが可能な場合は実施します。
- ④債権の回収率は住宅資金における担保物件の処分が大きく影響しますが、物件を処分する場合は、債務者行方不明等の場合を除き基本任意売却を前提に進めます。また、返済がされないまま時効を迎える可能性が高い債権については、サービサーへの債権譲渡を継続して実施していきます。

(4) 保証料制度の検証

現在の新規保証料は、有担保ローンは変動保証料制度による静岡県労働金庫の負担での運用、無担保ローンは利用者の負担での運用となっています。信用リスクに応じた保証料制度に見直すことにより、リスクコントロールも可能になり、事業の安定継続も図れるものと考えますが、無担保ローンの保証料制度の見直しは、当協会の保証収支全体に影響を及ぼすことから、静岡県労働金庫の理解と協力が不可欠となるため今後も協議を継続していきます。また現在の保証料率の適正化についても基準に基づき検証していきます。

(5) 基幹システムについて

当協会が現在使用している独自システムは、2019年9月にリプレースを実施しました。現行システムは保守期間を延長した場合でも、2026年上期までの使用が限界と報告を受けていますが、次期基幹システムの構築を計画的に進めていくことは避けて通れません。新たなシステムの構築は今後の投資計画にも大きく影響するため、今年度には最終的にシステム構築の根幹の方向性を決定しなければなりません。

- ①前年度下期に3社のシステムベンダーから具体的な提案を順次受けましたが、現状システムのモダナイズ※を基本に最新ハードウェア・OS等へ更改する方式もしくは、システムベンダーのパッケージ商品（保証業務管理システム）に乗り換えていく方式にするかを選択していきます。
- ②どちらを選択するにしてもシステムの構築には、静岡県労働金庫の協力が不可欠です。システム構築を進める為に関係部署との協議を継続します。
- ③新システム構築に必要な予算、必要時期について具体的な金額の把握に努めます。その上で予算措置の積み上げが必要かを判断します。

※数世代前の技術を用いて作られた古いシステムや方法論を最新の技術要素を使って、より現代的なものへと作り変えること。

(6) コンプライアンス態勢の強化について

法令遵守の管理体制を継続し、チェック機能の有効性についても検証します。

- ①体制整備に必要な規程類の改定後の適正な運用について検証します。
- ②ガバナンスに関する外部監査による内部統制の整備状況や運用評価について、プロセス別に継続して実施します。監査人からの指摘事項・指導事項に対しては、協会内で共有化を図り改善していきます。

(7) 関係団体等との関係強化について

当協会は、静岡県下の勤労者等の信用力を補完することによって金融の円滑化を図り、もって勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進に寄与することを目的に設立された団体です。これからも、福祉事業団体の一員として役割を果たして参ります。

- ①福祉事業団体の一員として、他団体との連携強化を図ります。
- ②静岡県労働金庫との間で、実務上の問題解決を図る為、事務レベルの協議を継続開催します。
- ③日本労信協が主催する各種会議に参加することで業務に必要な情報収集を行い、事業運営に活かしていきます。

3. 主要な事業計画

(1) 事業計画の考え方

県内の産業景気を展望するとウィズコロナの浸透により、行動制限のない経済活動の正常化に伴い、全体的には緩やかに回復していくことが期待されますが、原材料・エネルギー価格の高止まりは、企業活動と消費活動、両面への悪影響の継続が懸念されます。また、勤労者の多くを占める中小企業では業績の回復も不透明感があり、物価高による消費マインドの悪化により、勤労者の生活にどのような影響が出てくるのかをしっかりと見極め、特に新規保証に大きく影響する住宅着工戸数、自動車販売等の推移をしっかりと見ていく必要があります。

また、各種助成金等により耐えている企業も、キャッシュフローの行き詰まりにより倒産の危機に直面する企業の増加、勤労者個人としても多重債務を原因とした自己破産者の増加等に繋がる可能性があることも想定しておかなければなりません。

2023年度の当協会の事業は、この不透明感のある経済環境等を見据えたものにならざるを得ないと考えます。

(2) 新規保証計画

2023年度は、ウィズコロナの定着により個人消費の回復に期待がかかることにはなりますが、当協会の利用者の大半は中小企業に勤める勤労者であり、所得の安定化（賃上げ）や雇用に対する不安解消までには先が見えない状況が継続していくものと想定します。

反面、日本銀行の超低金利政策を直ちに修正することはできない状況から、融資金利（変動金利）の大幅な上昇はなく低金利の住宅ローンは当面継続すると思われれます。ただし、県内の住宅ローン市場に対する競合もネット銀行の金利面での優位性の脅威と併せ地銀、信金等を中心とした営業活動も更に激しさを増している状況です。

そのような状況下ではありますが、静岡県労働金庫の2023年度の事業計画における住宅ローン、無担保ローンの新規融資計画を参考に計画を組み立てます。また、無担保ローンにおいてはWeb完結型（日本労信協保証扱い）の取扱いを考慮します。

以上の点から、新規保証は、2022年度実績より100億円程度の減少を見込みます。

(単位：件、百万円)

種 類	期首残高		新規保証		償 還		期末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生 活 資 金	5,310	5,550	1,100	1,800	747	1,501	5,663	5,849
住 宅 資 金	18,315	288,966	1,415	32,474	712	15,179	19,018	306,261
多 目 的 資 金	95	202	0	0	22	43	73	159
小 計	23,720	294,719	2,515	34,274	1,481	16,723	24,754	312,270
住宅つなぎ資金	885	9,480	2,630	27,600	2,600	27,300	915	9,780
合 計	24,605	304,199	5,145	61,874	4,081	44,023	25,669	322,050

(3) 代位弁済・求償権の回収計画

2022年（1月～12月）の静岡県内の企業倒産（負債総額1,000万円以上）は、新型コロナウイルス感染が継続した状況下においても、167件と2021年に比べて17件減と6年連続で減少しました。

主な要因として、売上不振、ジリ貧と続いています。新型コロナウイルス関連倒産が62件と前年の48件に対して14件増加しています。このことは新型コロナウイルス関連融資の返済がスタートしたことが影響していると思われ、全体的には金融機関の支援が大きく、小康状態となっているとみられます。足下では原油の高止まりや原材料の価格上昇等によるコスト上昇圧力が強まる中、企業の業績が悪化すれば、倒産の増勢が一気に強まる恐れがあります。企業倒産の増加が勤労者の生活を直撃する可能性はまだまだ残されています。

自己破産等の申立て等を起因とした受任による代位弁済が、70%前後で推移していることから、求償権の回収が年々厳しくなっています。また、回収率を高める為に担保物件の処分は任意売却を前提に進めてまいります。

以上の点を考慮し、代位弁済額並びに求償権回収額を見込みます。

代位弁済見込額	3億円
求償権の回収見込額	1億5千万円

(4) 当期一般正味財産増減額

当期一般正味財産増減額	50百万円
-------------	-------